

政策評価の重要対象分野の選定等についての意見

平成19年11月26日
増田議員提出資料

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づき、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、以下のとおり、政策評価の重要対象分野の選定等について意見を述べる。

重要対象分野名及び関係府省

1 少子化社会対策に関連する、

①育児休業制度(厚生労働省)

②子育て支援サービス(文部科学省、厚生労働省)

③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組(内閣府、厚生労働省)

2 若年者雇用対策(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

3 農地政策(農林水産省)

重要対象分野等

1 少子化社会対策に関連する、①育児休業制度、②子育て支援サービス、③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組

少子化の急速な進行は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる大きな問題である。

少子化社会対策については、本年末を目途に策定される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」に基づき、新たな施策が講じられていくこととなるが、この着実な推進と不断の見直し・改善に資する観点から、これまでも実施され、今後も重要な位置を占める次の三つの施策を対象として評価を行うべきである。

- ① 育児休業制度については、制度利用者は増加しているものの、女性の継続就業の増加には必ずしもつながっていないと考えられることから、その原因の掘り下げた分析を行うべきである。それを通じて、今後の継続就業の増加を図る施策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。【厚生労働省】
- ② 子育て支援サービスについては、例えば、保育所の待機児童が多い地域の固定化がみられることから、これについては、原因の分析と待機児童解消に向けた取組の効果の検証を行うべきである。このような検証を通じて、今後の子育て支援サービスの在り方の検討に資する評価を行うべきである。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた諸施策については、これまでの効果を検証するための評価を行うとともに、策定が予定されている「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)に基づく新たな施策については、事後の検証が可能となるよう目標の達成に向けた取組をあらかじめ明らかにした上で、適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行うべきである。【内閣府、厚生労働省】

2 若年者雇用対策

若年者をめぐる雇用の状況は、近年の景気回復の影響もあり、好転の兆しがみられるものの、いまだ深刻である。特に、フリーター、ニートについては、その年長化が進み、不安定な状況から脱却することが困難となる者の増加が懸念されており、対策の困難度が増してきていると考えられる。

このような状況を踏まえ、フリーターの常用雇用化、ニートの職業的自立を促進する観点から、雇用機会の確保や職業訓練などの各種施策の効果を検証し、より効果的・効果的な施策を見極めるなど、今後の若年者雇用対策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

3 農地政策

我が国の農業・農村は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加が進行していることから、農業生産の基盤となる農地を有効に利用する農地政策の展開が喫緊の課題となっている。

農地政策については、経済財政諮問会議での議論も経て、今般、農林水産省がその展開方向をとりまとめたところであり、今後はこれに沿った新たな施策が講じられていくこととなる。この着実な推進と不断の見直し・改善に資する観点から、新たな農地政策については、事後の検証が可能となるよう目標の達成に向けた取組をあらかじめ明らかにした上で、適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行うべきである。【農林水産省】